

利用者負担額（保育料）の算定に係る寡婦（夫）控除のみなし適用申請書

年 月 日

紫波町長 様

(申請者) 住所 紫波町

氏名 ㊟

電話番号 ( ) -

私は、紫波町保育施設等の利用者負担額（保育料）について寡婦（夫）控除のみなし適用を申請します。

入所施設名		ふりがな 児童名	
児童生年月日	年 月 日	認定者番号	

私は所得を計算する対象となる年の12月31日時点及び申請日現在、次の1～3のいずれかに該当することを申し立てます。（該当番号を○で囲んでください。）

- 1 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚を含む）にない母であり、生計を一にする20歳未満の子がいる者
- 2 1であり、かつ20歳未満の子を税法上扶養しており、合計所得金額が500万円以下である者
- 3 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚を含む）にない父であり、生計を一にする20歳未満の子がおり、合計所得金額が500万円以下である者

※上記1～3の子は、合計所得金額が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない者に限ります。

私は、寡婦（夫）控除のみなし適用に関して、要件確認を行うために必要な範囲で児童扶養手当に関する情報、並びに私の課税状況、住民票の世帯状況、及び戸籍状況を調査することに同意します。

また、この申請内容に虚偽があった場合、寡婦（夫）控除のみなし適用の取り消し、当該申請において適用された保育料の減額分を全額納付することを同意します。

年 月 日 氏名 ㊟

【添付資料】

- 1 発行から3ヶ月以内の申請者・子の戸籍全部事項証明書（原本）  
（又は有効期間内の児童扶養手当証書の写し）
- 2 このほか必要に応じて、みなし適用に必要な書類の提出を求めることがあります。

【注意事項】

- 1 保育料が0円の方は対象外です。
- 2 本申請は保育施設等の保育料のみに適用となりますので、他事業での適用については別途手続きが必要となります。
- 3 みなし適用を行っても、保育料が減額にならない場合があります。
- 4 申請内容に変更があった場合は、速やかに申し出てください。